

京丹波町広報紙お知らせ版印刷業務仕様書

本仕様書は、京丹波町企画政策課が発注する京丹波町広報紙お知らせ版印刷業務に適用する。

1 委託業務名

平成25年度京丹波町広報紙お知らせ版印刷業務

2 委託内容

京丹波町が作成した原稿および必要に応じて行う京丹波町の指示に基づく「お知らせ版」の印刷、梱包、指定箇所への納品を委託業務とします。業務の詳細は次のとおりです。

(1) 原稿の入稿

原稿は、受注者に対し電子データで原稿を入稿します。原稿は、原則 Adobe Illustrator CS5（契約時）で作成した電子データでの入稿としますが、紙ベース、Illustrator 以外の電子データ（Microsoft-word、excel、PDF など）による入稿も想定しています。

なお、受注者が来庁し入稿することとし、入稿日については、原則納品期限の8日とします。（閉庁日の場合は、その日より前の開庁日。）

(2) 校正

原稿を入稿後、納品までに1回以上校正を行うこととします。（校正原稿は紙ベースによる持参とします。）

校正時には、原稿の軽微な修正を行う可能性も想定しており、その際は、入稿時のデータにより受注者が修正を行うものとします。

(3) 梱包納品

「お知らせ版」の完成品をA4の大きさに折って、指定する区分（集落など）ごとに梱包したうえで、3箇所（本庁、瑞穂支所、和知支所）に納品することとします。（町が作成したラベルの梱包への貼り付け作業を含む）

なお、納品期限は、原則毎月15日午後5時とします。（ただし、都合により納品期限を繰り上げる場合は、別途指示することとします。）

3 お知らせ版の規格

大きさなど/A2判（A3見開き）にA3版1枚を挟み込み、

両面、1色刷り、6ページ

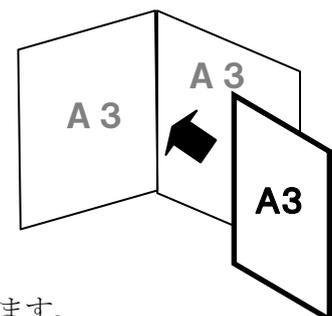
発行部数/6, 200部（毎月）

仕分部数/本 庁（約3, 100部/35集落）

瑞穂支所（約1, 600部/36集落）

和知支所（約1, 500部/28集落）

※月によって変動がありますので、その都度指示します。



紙 質／上質紙（44.5kg）

発行回数／毎月1回（年間12回発行）

4 業務委託期間

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とし、契約期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとします。

ただし、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額または削除があった場合、発注者は、本契約の変更または解除をすることができるものとします。

5 支払方法 月払い